

第2次障害者活躍推進計画

機 関 名 三芳町教育委員会

任命権者 三芳町教育委員会教育長

計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

○現状と課題

三芳町教育委員会においては、三芳町（町部局）との特例認定により両機関を合算して障害者任免状況通報を行っており、令和6年6月1日現在において法定雇用率は達成している。

しかしながら、今後将来にわたって、雇用率の低下に対応していくことはもとより、障がい者が安定して働き、職場への定着を推進していく必要がある。

そこで、本計画に基づき、障がいのある職員が働きやすい職場づくりに向けて取組を推進していくこととする。

○目標

1. 採用に関する目標

当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。（毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行います。）

令和6年6月1日現在の雇用率

任命権者	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定基礎となる職員数	障がい者数	実雇用率
町長部局・ 教育部局	2.8%	391.5人	11.5人	2.94%

○取組内容

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・職員は、三芳町（町部局）からの出向職員で構成されているため、障がい者雇用推進者は町部局と同一の総務課長を選任する。
- ・組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、役割分担・各種相談先を整理し、関係者間の情報共有を図る。
- ・役割分担・各種相談先については、人事異動等で変更が生じることから、定期的な更新を行う。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・選出

身体障がい者より従来 of 業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討し、必要に応じて三芳町（町部局）に報告を行う。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・相談窓口による相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮などの有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的な措置を講じる。
- ・時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- ・中途障がい者については円滑な職場復帰のための必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮などの取組を行う。